

○茨城県立医療大学付属病院幹部会議要綱

平成9年4月21日 第3回病院幹部会

改正平成15年4月21日

改正平成29年3月27日第17回病院幹部会

(目的)

第1条 この要綱は茨城県立医療大学付属病院委員会設置規程に基づき、付属病院幹部会議(以下「幹部会議」という)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 幹部会議は次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 院長
- (2) 副院長
- (3) 事務局次長
- (4) 各部長
- (5) 病院管理課長

2 構成員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(審議事項)

第3条 幹部会議は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 付属病院の事業の執行方針に関する事項
- (2) 付属病院の倫理及び機能評価に関する事項
- (3) 付属病院各種委員会からの提案事項
- (4) その他付属病院運営上重要な事項

(議長)

第4条 幹部会議は院長が招集し、その議長にあたる。

2 幹部会議には副議長を置き、副議長には副院長を充てる。

(会議)

第5条 幹部会議は原則として毎月2回開催するものとする。ただし、院長が必要と認めたときは臨時に幹部会議を開催することができる。

(会議の成立)

第6条 幹部会議の構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(構成員以外の出席)

第7条 院長は必要と認めるときは構成員以外の職員を幹部会議に出席させ、審議事項の説明を求め、意見を述べさせることができる。

(議事録)

第8条 議事録は事務局が作成し、構成員がこれを確認し、事務局がこれを保管する。

(公開)

第9条 幹部会議での審議結果については各部署への周知徹底を図る。ただし、審議内容によってはこの限りではない。

(事務)

第10条 幹部会議に関する事務は病院管理課で処理する。

付 則

- 1 この要綱は、平成9年4月21日から施行する。
- 2 初期構成員の任期は、特例として平成10年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成15年4月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。